

仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、質量分析装置システムの点検を適切に行い、システムの機能を適正にすること。

2 対象機器及び設置場所

- (1) SCIEX 社製質量分析装置本体 Triple Quad4500 1台 本館3階検査科
(コンピュータ、モニター、プリンター、UPS 及び LC 装置は除く。)
- (2) システムインストルメンツ社製窒素ガス発生装置 1式 本館3階検査科
ア N2 ジェネレーター M12CP-SDA S/N B50511213 1台
イ コンプレッサー SLP-22IECD-S2 S/N PL3799 1台

3 期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

- (1) 上記2(1)に示す点検に係る性能適格性確認費用及び出張作業費
- (2) 上記2(1)に示す点検に係る出張作業費のほか、消耗品である PPGs Chemical Standards Kit (Low-High Concentration)、PM Kit (4500/5500/6500)、Oil for Single Stage Roughing Pumps (1 Liter)、Filter Cartridge Exhaust、FS-8813 Iwai Chemical Waste oil disposal Box、点検作業技術料並びに出張費
- (3) 上記2(2)に示す点検の出張作業費のほか、消耗品であるVベルト (50Hz) 2本組、吸い込みフィルター、カートリッジ入グリース、電磁開閉器、リレー基盤、電子トラップ用サイレンサー、チャッキ弁、フィルター1：エレメント (5マイクロ) エマージェンシードレーン用、フィルター2：エレメント (活性炭)、フィルター3：エレメント (0.01 μ)、点検作業技術料並びに出張費

6 作業への協力及び提供

点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保及び適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調及び電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は、点検作業終了後速やかに点検結果報告書（以下「報告書」という。）を発注者に提出する。

8 点検作業実施上の留意事項

点検作業等の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 受注者は、点検作業等の実施にあたって安全管理と事故防止に努めること。
- (2) 受注者は、点検作業等の実施にあたって万一事故が発生したときは、必要な処置をとるとともに、発注者(担当者)に事故の内容を報告すること。
- (3) 建物、機器等に損傷を与えぬこと。
- (4) 電気、ガス、水の使用にあたっては、極力節約に努めること。

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。